

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人について、名簿届出政党等からの届出に係る者が十人を超えるとときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和七年七月三日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 林 耕 治

- 一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室
- 二 日時 令和七年七月十八日 午前十一時